

「許可の条件」

申請者が次の（禁止行為）あるいは（遵守事項）の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、許可を取り消します。

（禁止行為）

1. 公園を損傷し、又は破損すること。
2. 土地の形質を変更すること。
3. 植物を採取し、又は損傷すること。
4. 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
5. 立入禁止区域に立ち入ること。
6. 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
7. ゴミその他汚物を捨てること。
8. その他都市公園の設置に反すること。
9. 火気を使用すること。（バーベキュー等）

（遵守事項）

1. 一般来園者の利用に支障を及ぼさないこと。
2. 許可区域以外での行為の内容を行わないこと。
3. 行為の結果、許可面積等を超える行為があった場合、別途超過分を支払うこと。
4. 許可期間中の事故については、申請者の責任において処理すること。
5. 行為後の結果でゴミの放置、未清掃箇所が無いように確認し責任を持って行為の場所の清掃を行いゴミは必ず持ち帰り現状回復すること。
6. タバコは決められた場所以外では喫煙しないこと。
7. 当公園の閉園時間を遵守すること。
8. 公園施設等を損傷又は破損した場合は、申請者において速やかにこれを修理又はその損害を賠償すること。
9. 使用に際しては久喜菖蒲公園指定管理者の指示に従うこと。
10. 許可行為の期間使用しない場合は事前に管理事務所に連絡すること。
11. 都市公園法、埼玉県都市公園条例及びこの要件許可を遵守すること。

（還付）

納付された使用料金は、次の各号に該当する場合のほか、その全部又は一部を還付しない。

1. 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可が取消された場合。
使用者が、自己の責めに帰さない理由で都市公園が利用できなかつたとき。